

<p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあつては当該変更のうち直近のもの</p> <p>の内容及びその理由</p> <p>五十一 (略)</p>	<p>第四十九条の五 法第五十九条の二の二第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>五十一 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、第四十九条の五の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして
いる者に対する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業の開始の日（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育
事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二條第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内に」とあるの
は、「平成三十一年九月三十日まで」とする。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の第四十九条の二第一号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置をして
いる者が、児童福祉法第五十九条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、この省令の施行前に、都道府県知事に届け出ているときは、当該届出は、前項の規定により読み替えて適用され
る同条第一項の規定により行われたものとみなす。

4 第四十九条の五第四号の改正規定は、平成三十一年四月一日以前に同号に掲げる事項に生じた変更については、適用しない。

○厚生労働省令第四十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第十一条の規定に基づき、身体障害者福祉
法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(身体障害者福祉法施行規則の一部改正)

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 後</p> <p>(身体障害者手帳の記載事項等)</p> <p>第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日</p> <p>二 (略)</p> <p>三 削除</p> <p>四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所</p> <p>2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>(身体障害者手帳の記載事項及び様式)</p> <p>第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日</p> <p>二 (略)</p> <p>三 補装具費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する補装具費をいう。）の支給に関する事項</p> <p>四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所</p> <p>2 身体障害者手帳の様式は、別表第四号のとおりとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

別表第二号 (第二条関係)

身体障害者手帳交付申請書

別表第二号を次のように改める。

	平成 年 月 日
居住地	
氏 名	年 月 日 生 (印)
続 柄	
個人番号	
<p>15歳未満の児童</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">個人番号</p>	
<p>都道府県知事（市長）殿</p> <p>身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請します。</p>	

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになつている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

別表第四号を次のように改める。
別表第四号 削除

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第二十五条 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 精神障害者の氏名、現住所及び生年月日</p> <p>二 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限</p> <p>2 精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。</p>	<p>第二十五条 精神障害者保健福祉手帳の様式は、別記様式第三号のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(傍線部分は改正部分)

別記様式第三号を次のように改める。
別記様式第三号 削除

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法施行規則による身体障害者手帳交付申請書とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第四十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
平成三十一年三月二十九日
厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村長は、家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(略)</p>